

の日に改める旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、直ちに採決の結果、本案は多数をもつて修正議決すべきものと決しました。

次いで、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党・革新共同から反対討論があり、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次いで、農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案について直ちに採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、右三法案に対し附帯決議が付されまし

○議長（坂田道太君） 長野祐也君の動議に御異議提出、国際貿易摩擦問題に関する緊急質問及び野間友一君提出、国際貿易摩擦問題に関する緊急質問を順次許可されんことを望みます。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加せられました。

國際貿易摩擦問題に関する懸念實同（川崎寛治提出）

○議長(坂田道太君) まず、川崎寛治君提出、「國際貿易摩擦問題に關する緊急質問」を許可いたしました。川崎寛治君。

○川崎寅治君 私は、日本社会党・護憲共同を表して、日米経済摩擦をめぐる政府の対外経済政策について緊急質問を行うものであります。(拍手)

そもそも、アメリカ議会の対日非難決議は不
善な話であります。それが一月、中曾根總理
ノーベル大統領と日本の米首脳会談後、日本たず

レーナー、大統領との「14首脳会談」でありますから、なほさらと言えます。私は、日米間の経済摩擦をこじまで悪化さう。

に任せてきた総理の怠慢と政治責任をたたいたのであります。既に一九八一年、日本の対米黒は百八十億ドルに達していました。これは、日

経済摩擦の泥沼化を示唆する重大な兆候では
かたでしょか。さらに八四年、三百六十八

ドルという巨額に膨れ上がりました。八年来、政府はこれまでに六回の対外経済政策を発表してきましたが、その結果として各國との貿易

してきましたが、ボーナスの連続ではなく本格的な角力はできませんでした。事態は悪化の一途をたどっており、経済の無為無策ぶりが、泥沼化につつある日米経済摩擦の要因の一端であると言つてよいでしょう。总理は、今後いろいろな

慢と無策が招いたこの事態にどのような政治責任をとるつもりなのか、所見を厳しく問いただす

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特
の緊急質問

きのうの東京株式市場は、今回の市場開放政策が摩擦緩和の決め手になるまいと、その反応は極めて鋭いのであります。総理は、黒字減らしにどの程度の効果があるとお考えか、見通しを明らかにしていただきたいのであります。総理は突然、舶来品愛用国民運動本部長になられました。国民の皆さんに、一人当たり百ドル、二万五千円の舶来品を買つてくれれば百二十五億ドルの輸入額になり、黒字減らしに役立つと言わされました。あなたのお勧め品は何でありますか。牛肉の輸入枠拡大で将来展望を失い雌牛を屠殺している畜産農家に、レーガンさん愛用のカウボーイハットを買って牛飼いをやれとでも言うのでありますでしょうか。今、舶来品はドル高で大変高い物なのです。「増税なき財政再建」で賃金を抑えられ、福祉や教育や農業の予算が削られ、また減税見送りで実質増税となり、そのため個人消費が落ち込んでいるのです。総理の認識を疑わざるを得ないのであります。

よって輸入の拡大効果があるばかりでなく、輸出圧力が減少するという意味において対外不均衡は正に寄与すると、内需中心の持続的成長を強調しております。また大来氏は、内需拡大に役立つ税制改革と設備、住宅関連の投資優遇措置の実現を提倡しています。一方、ボルカー・アメリカ連邦準備理事会議長は四月三日ワシントン市内で講演をし、日本は自国及び世界の利益のためにも国内経済の刺激策をとるべきだと指摘し、内需拡大策により輸出に傾斜しないような経済運営を日本に求める見解を明らかにしました。日本政府は今こそ内需を力強く盛り上げ、貯蓄率に見合った高い国内投資を実現しなければなりません。

時あたかも春闘の山場です。賃金大幅引き上げ、人事院勧告完全実施、時短、週休二日制の実施、そして今与野党間で話し合われている所得減税、政策減税実現による個人消費の拡大を基調とするマクロ経済政策への根本的転換を図るべきであります。総理並びに大蔵大臣の明確な所見を求

二月四日の米子算教書によると、八六会話年度の財政赤字は実に千八百億ドルに及びます。歳出規模は前年度比わずか一・五%増なのに、国防費は支出ベースで二千七百七十五億ドルと一二・七%もふえ、まれに見る大砲優先予算となつていています。また、二月五日議会に提出された米大統領経済報告では、貿易赤字についてはドル高主犯説を初めて明確に認めました。日米貿易不均衡の根本原因がドル高にあることは言うまでもありません。この解決なくしては、日米貿易摩擦の真の解消もあり得ません。政府は四月十一日、すなわちきょうあすにかけてのOECD開発理事会並びに来月一日開会予定のポン・サミットにおいて、ドル高、高金利は正策をヨーロッパ諸国とともに勇気を持ってアメリカに要求すべきであります。総理の明確な方針を伺いたいのであります。

私は、日米経済摩擦の解消をめぐる政府の手法についてただしたいのであります。

歴代政府は、対外経済摩擦の解消に当たり、常に基盤の弱い国内産業に犠牲を厭んで一時を勧奨する手法をとつてきました。今回の対外経済政策においても、木材関連産業があたかも日米経済摩擦の象徴的産業であるかのように扱われているのであります。本来国際競争力が弱い森林・林産業や木材、紙製品産業を保護育成する政策の展開こそ国民が求めていた政治であります。我々は、あくまでも関税率引き下げに反対であります。森林・林業、木製品、紙パルプ等の振興、特に中小地場産業の振興を図り、労働者の雇用安定を図るべきであります。が、総理並びに閣僚大臣の具体的な施策をお尋ねします。

今回の四分野の日米交渉で最ももめたのは電気通信分野でありました。四月一日、電電公社は百年を超す官営の歴史を閉じて民間会社として発足しましたが、高度情報化社会の国際企業として、その任務は極めて大きいものがあります。独立国の通信政策の策定に對してアメリカ側の意見陳述の機会、電気通信審議会への委員指名などをなぜ行わなければならぬのですか。それは内政干渉ではありませんか。EC諸国などの扱いはどうなつていいのですか。なぜこの種の問題が発生してきたのか、経過を明らかにしていただきたいのです。また、電気通信事業法等の国会審議の経過からして、国家としての通信主権をいかに確立するか、明確にお答えをいただきたいのであります。日米間の資材協定に基づいて、一九八三年六万台の電話機を日本は購入しましたが、まだ四千台そこそくが売れていないと聞いています。最後に、私は、アメリカの市場に過度に依存する我が国の対外経済政策的是正が急務であることを強く指摘したいのであります。

現在のような異様な対米市場依存の根底には、

総理の自説である西側同盟政策があると言わなければなりません。成長と活力の地域であるアジア、N I C S、中国、A S E A N諸国やオセアニア、中南米など環太平洋諸国との平等互恵の経済交流をむしろ積極的に拡大すべきであります。また、紛争周辺国への戦略援助を改め、飢餓に苦しんでいるアフリカ諸国へのO D Aを思い切って拡充すべきではないでしょうか。過度の対米依存の是正と環太平洋諸国との平等互恵の経済関係の密接深化こそが、内需重視のマクロ経済政策への転換とともに日米経済摩擦打開の唯一の道であることを私は改めて強調したいと思います。総理の所見を求めて、私の緊急質問を終えたいと思います。

(拍手)

○内閣総理大臣中曾根康弘君(中曾根康弘君) 川崎議員にお答

えをいたします。

まず第一は、なぜこのような貿易摩擦の激化が生じたかという御質問でござります。

一言で申し上げれば、日本の輸出が非常に大きくなつて、ドルが非常に日本に蓄積し過ぎたといふ伸びて、ドルが非常に日本に蓄積し過ぎたといふ外國側の見方、それからもう一つは、日本の市場の開放が十分でないという批判等が基本にあると思います。それに、アメリカ側におきましては、先般自動車に関しまして、レーガン大統領は、これを自由にする、規制を撤廃するという表明をいたしました。日本側は、それによりましては、この点も非常にあるのです。日本の商社や企業ほど熱心に市場開拓の努力をしてない、これも明らかな事実であります。第四番目は、日本とアメリカ及び外國との間ににおける行政や政府の責任に関するギャップがあると思います。日本では、政府がある程度国民生活の面倒を見まして責任を負つておる。特に公害が起きましたからは、そういう政府責任といものが非常に言われるようになつたのであります。それが規制とか基準の厳格さという形になつてきておるのです。アメリカ側は、それは消費者が自分でやることであつて、もし間違つていた場合には会社に賠償の訴訟を起せばいい、そういう消費者の責任と自由において選択するというやり方です。日本の場合は、むしろ政府が消費者をかばつていかなければならぬという国情の差もあるのであります。

日本側といたしましては、いわゆるキャブティブインポートと、アメリカと提携しておりますが起きまして、アメリカ議会においては、上院において九十二対ゼロ、下院において三百九十四

いるそういう会社の車の多少の増量と申しますが、そういう点も考へざるを得ないというので若干の数量増加はこれは考へざるを得ないという立場にもつたのでございます。そういうような面から、日本側が善意をもつてやつたことが理解不足のために誤解を受けたという点も引き金になつたと我々は検討しておるところです。

しかし、これを大局的に見ますと、一つは、主としてアメリカと日本との景気の発展のずれがあります。アメリカは早く景気が物すごい率で上昇いたしまして、日本がこれに次第に追いついていった、この景気のギャップがあります。そこで日本品がアメリカへ入つたという点があります。

第二は、日本の非常に高い生産性、アメリカの高

金利、アメリカの高いドル、この問題が第二にあります。第三番目は、遺憾ながら日本の市場とい

うものは必ずしもアメリカレベルに自由に開放は

されてないという面もなきにしもあらずであります。また、アメリカ側においては売り込みの不足

という点も非常にあります。日本の商社や企業

ほど熱心に市場開拓の努力をしてない、これも明

らかな事実であります。第四番目は、日本とアメ

リカ及び外國との間ににおける行政や政府の責任に

関するギャップがあると思います。日本では、政

府がある程度国民生活の面倒を見まして責任を

負つておる。特に公害が起きましたからは、そ

ういう政府責任といものが非常に言われるよう

になつたのであります。それが規制とか基準の嚴

格さという形になつてきておるのです。アメリカ

側は、それは消費者が自分でやることであつて、

もし間違つていた場合には会社に賠償の訴訟を起

せばいい、そういう消費者の責任と自由におい

て選択するというやり方です。日本の場合は、む

しろ政府が消費者をかばつていかなければならぬ

という国情の差もあるのであります。

これは外國と日本の事情は違いまして、日本の

場合は、千四百億ドルぐらゐの輸入量の中で、九

百億ドルは油とか鉱産物とかあるいは農産物、食

物、大豆については、我が國はこれまで米国から安定的に買付けており、直接的な影響は小さいものと考えております。(拍手)

〔國務大臣左藤恵君登壇〕

○國務大臣(左藤恵君) お答え申し上げます。

まず、電気通信事業法の関係法令の見直しにつきましては、電気通信に関する米国との交渉に当たっては、あくまで我が國の通信主権を確保した上で電気通信市場に対する参入障壁を可能な限りなくすという、そういう観点に立って行つてきたところであります。電気通信事業法及び関係政令につきましては、内外無差別、簡素、透明を原

則としておりますが、施行していく中でこの原則に照らして問題が生じた場合には、必要に応じて法の規定に従つて国会に対して法改正を提案し、また関係政令の見直しを行つたりすることはあり得るものと考えております。

次に、新電電の資材調達についてお答え申し上げます。

電電公社は、五十八年度、ノーザンテレコム社との間で電話機六万台の納入契約を締結いたしました。昨年十一月上旬から中旬にかけて、東京、関東、近畿及び東海管内で売り出しを開始したところですが、本年二月現在で約四千七百台を販売してきているところであります。また電電公社は、五十九年度、GTE社と電話機六万台の購入契約を締結し、本年三月末一部納入が開始されたところでありまして、まだ販売開始に至つておりません。電電公社は、新電電となりましても、政府調達協定及び日米政府間取り決めに基づいて内外無差別の競争的な調達手続を採用しております。電電公社は、新電電となりましても、政

府調達協定及び日米政府間取り決めに基づいて内外無差別の競争的な調達手続を採用しております。電電公社は、新電電となりましても、政

(号)外 報

いるものでありまして、外国製通信機器を無理やり購入しているのではなくて、今後とも良質で安価な製品を国内外から広く求めるこによって、より良質の電気通信サービスを国民に提供してくれることを期待しているものであります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 次に、坂井弘一君提出、国際貿易摩擦問題に関する緊急質問を許可いたします。坂井弘一君。

〔坂井弘一君登壇〕

○坂井弘一君 私は、公明党・国民会議を代表して、さきに政府が決定いたしました对外経済対策につきまして、総理並びに関係大臣に質問するものであります。

一昨日、对外経済対策を決定しました直後の総理の記者会見をテレビで拝見いたしまして、厳しいこの日米貿易摩擦に対応しようとする総理の努力を多としながらも、その一方ではもう一つ割り切れない気持ちを払拭することができなかつたのであります。それは、中曾根内閣になつてから既に数回对外経済対策を講じながら、なぜにここまで追い詰められた形で対策を実施しなければならなかつたのかということであります。

また、米国は、対日輸出数量がふえるかどうかによって我が國の市場開放の度合いを推しはかる意向のようですが、今回の対策によりまして我が国の対米黒字は目に見えて減少することが期待できるのか。もし今回の措置によつても対米黒字が減少しないとなりますと、総理の意図に反しまして、米議会の対日批判は鎮静化どころか、ますます悪化さえするおそれなしとしないか、甚だ危惧を持つものであります。総理は、今回の措置によつて米議会の厳しい対日批判が和らぐといふ見通しを持たれているのかどうか、あわせてお尋ねをします。

米国の一千万ドルを超える巨額な貿易赤字は、我が國の対米輸出の著しい増大にも一因があることは思いますが、それ以上に私は、米国的好景気やドル高が輸入の増加に拍車をかけ、それが貿易赤字の増大をもたらしている面が極めて大きいのであります。電電公社は、新電電となりましても、政

する決議案の採択、相次ぐ対日批判を盛り込んだ法案の提出等々まさに異常とも言えるほどであります。

しかしながら、この背景には、米商務省の統計によりますと、昨年の米国の貿易赤字は前年の大百九十三億ドルを大幅に上回る一千二百三十三億ドルに達しております。しかも、このうち約三分の一に当たる三百七十億ドルが対日貿易赤字であるという事実につきましては、私は米国の側に多くの責任があるとは考えますものの、やはり我が国としてそれなりの対応が必要であったと言わざるを得ないのであります。一体なぜここまで事態が悪化したのか、政府の対応が後手後手に回つていたからではないのか、まず総理の率直な見解をお伺いするものであります。

また、米国は、対日輸出数量がふえるかどうかによって我が國の市場開放の度合いを推しはかる意向のようですが、今回の対策によりまして我が国の対米黒字は目に見えて減少することが期待できるのか。もし今回の措置によつても対米黒字が減少しないとなりますと、総理の意図に反しまして、米議会の対日批判は鎮静化どころか、ますます悪化さえするおそれなしとしないか、甚だ危惧を持つものであります。総理は、今回の措置によつて米議会の厳しい対日批判が和らぐといふ見通しを持たれているのかどうか、あわせてお尋ねをします。

さて、日米貿易摩擦の今後を考えると特に懸念されるのが、米国経済がことしから来年にかけて成長率が鈍化するのではないかとの見方があることであります。そうなりますと、失業者の増加が見込まれますし、貿易摩擦は一層厳しさを増すことを予想されるのであります。こうした厳しい環境の中で、貿易摩擦を解消するとともに保護主義の台頭を抑えるためには、我が国が国際社会の中での経済力に見合った責任を果たしていくことが重要であると考えます。すなわち、個人消費や住宅投資、設備投資等の内需を本格的に拡大していきことのほかにその道はないと考えるものであります。

今日まで我々は、再三にわたって、輸出主導型の経済を続けるならば著しい对外不均衡を招き、

我が国は世界の批判を一身に浴び、保護貿易主義の台頭に手をかす結果になりかねないことを警告してまいりました。しかし、総理は、我々のこの主張に耳をかそうとせず、昭和六十年度予算でも明らかなように、緊縮財政に固執する経済運営をとり続けてきたのであります。その結果が現在のような深刻な事態を招いていると言つても決して過言ではないと私は思います。

我が国は、今こそ積極的な内需拡大策を講じ、我が国が国経済を内需主導の安定成長軌道に乗せるべきであります。にもかかわらず、今回の対策には本格的な内需振興対策が見られないことはまさに遺憾であります。総理は、国民に向かって輸入の拡大を訴えられました。しかし、内需が停滞している限りそれは不可能ではあります。この際、私は、内需を拡大するためには大型所得税減税を速やかに実施するよう強く要求いたします。恐らく今回の対策によつても日米貿易摩擦の解消は容易ではないと思いますが、私は、我が国が米国に対しても何よりも誠意を示すという意味からも、大幅所得税減税を検討せざるを得なくなると思うのであります。総理の見解を伺うものであります。

あわせて、投資減税の拡充、公共事業の拡大、さらには人事院勧告の完全実施等により内需を拡大すべきであると思います。また、労働時間の短縮、週休二日制の一層の普及は、消費機会を増大させ、内需を拡大するという側面を持ち、これまた極めて重要であります。それぞれにつきまして総理の明快な御答弁をお願いいたしたいと存じます。

この際、政府の財政運営に関するものであります。

そこで重要な指摘をしておきたいと思います。

次に、今回の対策の中で最後まで焦点となつた合板問題についてであります。

それは、政府・自民党が画策する大型間接税の導入問題であります。大型間接税の多面的な経済効果を検討してみますと、大型間接税の導入が物価上昇を招き、個人消費の低迷をもたらし、さらにはそれが設備投資にも影響し、生産の停滞から輸入の減少を招く一方、企業収益の確保のため輸出拡大を迫られるという点であります。要するに、大型間接税の導入は、結果的には経営収支の黒字を増加し、対外経済の不均衡を拡大するという側面を持つということであります。したがつて、こうした視点からも我が国の将来を展望した場合に、大型間接税の導入は断じて見送るべきであります。総理の答弁を求めるものであります。

次に、対外経済対策の中身につきまして何点かお伺いいたしたいと思います。

今後我が国は、市場参入につきまして、原則自由、例外制限の方針を明確にいたしました。しかしながら、一方、国民生活の維持、安全にかかわる分野を原則自由の例外とすることとしておりますが、農産物、農業につきましては原則自由の例外とするのかどうか。世界の多くの国が、それがなりの事情を背景に輸入制限を認めるなど一定の保護政策をとっているのであります。政府の方針を明確にいただきたいと思います。

S D I 研究が日本、米国以外の第三国を含む多国間の共同研究を伴うものであれば、武器輸出三原則に照らし我が国は参加できないと私は解りますが、政府の明確なる見解をお示しいただきたいと思います。

なお、S D I 全体のシステムの中で日本と米国、米国と第三国がそれぞれ別個に共同で技術研究を行うことは形式的には可能であります。実体的、実質的には、一つの目的を持ってそれらが組み合わされ、集合技術として完成する以上、それは多国間共同研究であります。我が国の参加は不可能と考えますがどうか、あわせて御答弁をいただきたいと思います。

私は、最後に、総理に対しまして、今回のこの当面の事態に的確に対応するとともに、我が国が国際社会への貢献のために内需拡大に積極的に取り組まざるより改めて要求をいたしまして、質問を終わります。(拍手)

府の考え方を改めてお尋ねするものであります。

次に、今回の対策の中で最後まで焦点となつた合板問題についてであります。

御承知のとおり、合板業界は大半が中小企業であります。かつて、今日住宅建設不振の影響から極めて深刻な不況下にあります。今回の対策によります関税引き下げは、国内対策を講じながら「おおむね三年目から」となりましたが、国内対策を講じながらとはいえ、関税引き下げの影響は、合板業界のみならず、木材業界、森林・林業に至るまで多大な影響を与えることは避けられません。政府は、関税引き下げに関し関係業界の理解を十分に得たのかどうか。また、関税引き下げによる影響をどのように見ておられるのか。おおむね三年目からの引き下げとは、国内対策いかんで三年後、四年後といふこともあり得るのかどうか。さらには、森林・林業、木材、合板業における体质強化としてどのような具体策をどれくらいの予算で行うのか。それについて、農林大臣から明確な御答弁をいただきたいと思います。

ODA、つまり政府開発援助につきましては、今回の対策では、六十一年以降も引き続き中期目標を設定して着実な拡大に努めるとしておりまして、この面では評価するにやぶさかではございません。しかし、ODAの水準は、どれだけ国際社会へ貢献しているかのパロメーターでありまして、私は、これまでのよう、五年間で倍増するというように具体的な目標値を決めるべきであります。

また、通信衛星の輸入を促進するための条件整備を図つておりますが、こうした措置と、一方、我が国農業を崩壊させかねない危険を指摘せざるを得ません。農産物の市場開放問題についての政

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣中曾根康弘君（坂井議員の御質問にお答えをいたします）

第一問は、米議会の対日批判に関するものでござります。

これは、日本の市場開放措置が不徹底である、あるいは大幅な対日貿易赤字等々が累積いたしまして今日のような強い批判が出てきたのでござります。しかし、今回の処置によりまして、また、我々が今後これを実施する努力によりまして、米側からも理解も得られ、評価も得られるものと信じております。

官報（外）号

なお、今日こういう事態が起きたのはなぜかという御質問でございますが、昨年の大統領選挙におきましては、共和党も民主党もこの問題に触れることを避けておったのであります。選挙が終わらましてからこの問題は出ると私も考えておりまして、アメリカ大統領と速急に会談をしてそれを処理する方法を相談したいと思って、一月冒頭にロサンゼルスの会談となつたのであります。

その会談におきまして、これを処理する方法として、ハイレベルの高級官僚間で四分野にわたりてこれを詰めよう、そういうことで、自來その詰める努力をいたしました。ここで、言いかえればアメリカのフューラー・ジョンや米議会のその熱を処理する場所を事務的につくらう、そういうわけで四分野の交渉を詰めてやつたのであります。そして今回のような処理になつた、そういうことがあります。

次に、市場開放策の効果でございますが、これを数字的に明示することは難しいと思いますが、今後の我々の努力によりまして相当程度改善でき

るものと思いますが、やはり為替の動向とか、景気の動向とか、先方側の売り込みの努力とか、そういうものにもかかっているよう思います。

次に、ドル高是正の問題でござります。

高金利とドル高は正については、我々もつとにアメリカと話し合っておるところでござります。その原因は、アメリカの経済力が非常に強くなつてきたという、そのアメリカに対する信頼性、あるいはさらに、米国の巨大な財政赤字から来る高金利、こういうようなものがやはり原因になつてきていると思います。今後とも、これらの問題の打開に努力してまいります。

次に、米国景気の動向でございますが、アメリカ側におきましては、かなり強気の考え方をまだ持つておるようであります。政府筋では大体年四%程度の経済成長率を見込んでおりますが、OECDでは三%程度と見ております。これらの景気の動向が日米間に及ぼす影響も大でございまして、我々もこれを最大の関心を持って注目してまいりたい、そう思つております。

次に、内需拡大策でございますが、民間需要を着実に推進して拡大してまいりたいと思っておりますので、我々もこれを最大の関心を持つて注目します。OECでは三%程度と見ております。これらの大企業間接税については、これは税制改正全般につきましては白紙の状態であると申し上げました。人事院勧告の問題につきましては、勧告が出されれば、その段階で国政全般との関係を考慮しつつ、勧告の完全実施に向けて最大限の努力をいたす次第でござります。

大型間接税については、これは税制改正全般につきましては白紙の状態であると申し上げました。OECの問題でございますが、今回の決定におきましても、昭和六十一年以降新たな中期目標を設定して、引き続きODAの着実な拡充に努力していくということを決めた次第であります。その内容につきましては、今後各省間で引き続き検討する予定でござります。

通信衛星に関する御質問でございますが、引き続き衛星の自主技術開発を進める方針であります

等につきましては、各党間の合意を踏まえまして、その結果を見まして政府としても尊重してまいりたいと考えております。

次に、労働時間の短縮は、労働者の生活の充実、国際化への対応等の観点に加え、消費機会を増大させ内需を拡大するという側面もありまして、政府も推進したいとつとに考えているところです。週休二日制の普及、年次有給休暇の消化促進等を重点にその推進に努めてまいりますが、この民間における労働時間短縮問題については、各会派の合意が先般ございまして、その協議の結果を尊重して適切に対処してまいりたいと思います。

人事院勧告の問題につきましては、勧告が出されれば、その段階で国政全般との関係を考慮しつつ、勧告の完全実施に向けて最大限の努力をいたす次第でござります。

〔國務大臣佐藤守良君登壇〕

○國務大臣（佐藤守良君）（坂井議員の御質問にお答えいたします）

まず、諸國委員会報告についてのお尋ねでござりますが、我が国農業は、食糧の安全保障や国土保全等の面において重要な役割を果たしております。

その意味におきまして、諸國委員会の報告の意味ですが、現在米国農業は、世界的な需給緩和、例外制限の分野に農業は含まれるものと理解しております。

次に、米国農業の不況を背景として市場開放要求が強まるのではないかとの御質問についてでござりますが、現在米国農業は、世界的な需給緩和、ドル高等から穀物等の輸出が伸び悩み、米国農業全体が厳しい不況に見舞われております。このため、これまで以上に農産物特に世界市場のシェアが低下している穀物、大豆を中心と輸出志向を強めてくるものと思われます。しかしながら、穀物、大豆につきましては、我が国はこれまで米国から安定的に買付けており、直接的影響は小さいものと考えております。

次に、合板等の関税問題の取り扱いについてで

見守り、適切に対処してまいります。とりあえずは民間輸入について周波数の割り当てを急ぐつむりであります。

次に、武器技術の供与、研究に関する問題でござりますが、SDI研究への対応については、今後米側から提供される情報等を踏まえまして、十分な情報の提供をもらい、その判断の材料、条件を整えた上で我々は十分検討してまいりたい。現段階において仮定の上に立つて議論することは差し控えたいと思います。

残余の答弁は関係大臣からいたします。（拍手）

ございますが、合板等の関税問題の取り扱いにつきましては、森林・林業及び木材産業の活力を回復させるための国内対策の進捗状況を見つめ、おむね三年目から関税引き下げを行うべく前向きに取り組むこととしております。

また、関税引き下げによる影響と国内対策についてでございますが、関税の引き下げを行えば、深刻な不況下にある合板業界等に影響を与えることが考えられます。現在の森林・林業が置かれた厳しい現状を見ると、単に合板業界の体质改善のみならず、中長期の視点に立って木材産業及び林業を通じた対策を進める必要があると考えております。このため、森林・林業及び木材産業の活力を回復させる観点から、木材需要の拡大、木材産業の体质強化、間伐・保育等森林・林業の活性化等を中心、財政金融その他所要の措置を当面五年をかけて実施することとしており、現在鋭意検討中でございます。(拍手)

国際貿易摩擦問題に関する緊急質問(宮田早苗君提出)

○議長(坂田道太君) 次に、宮田早苗君提出、国際貿易摩擦問題に関する緊急質問を許可いたしました。宮田早苗君。

〔宮田早苗君登壇〕

○宮田早苗君 私は、民社党・国民連合を代表して、現在国際的に重大な問題になつております对外経済摩擦問題に関しまして、政府に対し緊急質問を行うものであります。

一九八四年の貿易統計によりますと、我が国対米黒字は一昨年に比べ急激に増加して三百七十億ドルにも及び、史上最高の黒字を記録いたして

おります。また、対EC諸国に対する黒字額も百億ドルを超え、同じく史上最高を記録しております。このように、我が國の大額な貿易黒字を背景として、米国を初めEC諸国や東南アジア諸国との間の貿易摩擦は激化の一途をたどっております。特に日米商においては、米国議会を中心に、日米関係は開戦前夜の雰囲気である、また米議会は忍耐の限度を超えた、こういった感情論的な激しい発言が相次ぎ、上下両院の対

日報復決議案の可決に見られますように、危機的な状況にまで発展しつつあります。世界経済の中心的な存在であります日米両国が、政治的危機を深めながら相互の利益を見失うのであります。その意味においても、日米両国最も重要な課題であります。

〔議長退席、副議長着席〕

そこで、まず第一にお伺いしたいのは、今回の措置により米国議会のいら立ちを抑えることが可能かどうかという点であります。また、世界の他の諸国は我が国の今回の対策をどのように評価しているのか、あわせてお伺いする次第であります。

第二に、貿易摩擦に対する政府の対応の遅さについて御質問をいたします。

政府は、昭和五十六年十二月以来、過去六回にわたりて对外経済対策を実施してきましたが、項目ばかりが多く、小出しで総括的であるとの印象はぬぐえないのであります。それがために、対外

経済対策が発表された直後には摩擦も鎮静化した

かのように見えますが、すぐまた非難の声が大きくなるといった繰り返しであります。今までの対

外経済対策が本当にそのときの情勢に応じて最大限実行可能な措置としてまとめられてきたのなら、なぜ今回の対策の中にミネラルウォーターの輸入対策のような初步的な対策が入っているのか、また、今回の開放対策の多くは、基準・認証、透明性の確保など事務、行政レベルの問題であります。例えは食品等の輸入手続の簡素化を

今回の対策に盛り込むまでに、なぜこれほど長い年月をかけなければならなかつたのか、甚だ疑問を感じるものであります。

第三に、市場開放問題に対する省庁間の縛り張り問題について御質問をいたします。

今回の対策の中で、米国のマンスフィールド駐日大使が、日本の電気通信市場開放をめぐる交渉では米側は九〇%目的を達したとの見解を示されました。また、日本側の決定に至る過程において、通産省と郵政省による官庁の縦割り行政官庁間の摩擦を生み、そのことが米国のいら立ちを増幅させ、不信感を招く大きな原因となつてゐるところです。総理は、市場開放を三年以内に実行する行動計画を速やかに作成すると発表され、中期的に思い切った対策をとることを強調されました。また、これまでのような省庁間の縛り張り争いの中でも、果たして実効ある行動計画の策定が可能でありましょうか。より徹底した市場開放を進めためには、官僚機構内部に強く残つてゐるこのような意識を改めさせ、実質的な輸入制限と批判されないような仕組みにするため、閉鎖的な官僚機構の実態を終点検すべきであると考えます

(拍手)

また、これまでの貿易摩擦に対する政府の姿勢は、米国やEC諸国などからの圧力に対し、そのただだけで、問題の根本的な解決にならないばかりか、いたずらに諸外国の不信感を増大させてきたすぎないとと思うのであります。政府は、このような姿勢を改め、世界のGNP一〇%国家として自由貿易体制の維持発展のため、その経済力をふさわしい貢献をしていかなければならぬと思ふのであります。着実な実行と信頼の回復は我が国に課せられた使命であり、世界の平和と繁栄の礎となるものであります。総理のお考えはどうか、お伺いする次第であります。

次に、経済政策について御質問をいたします。今回の措置は、米国議会などの日本はアンフェアであるという批判にこたえ、我が国市場における公正な競争の確保が目的であります。これでどのくらいの輸入がふえるかどうか、甚だ疑問を抱くものであります。なぜなら、我が国経済は、アであるという批判にこたえ、我が国市場における公正な競争の確保が目的であります。これが長率はその八割が外需に依存したものであり、内需主導による潜在成長力の顕在化というにはほど遠いものと言わざるを得ないからであります。特に内需の過半数を占めます個人消費の伸び悩みや公共投資の鈍化の中にあっては、大幅な質上げや減税を実行することによって国内の消費景気が盛り上がるようなことにならない限り、国産品はおろか輸入品を買う状況にはならないと思うからであります。我が国経済を内需主導による適正成長軌道に乗せ、より一層発展させていくために

は、所得減税の実施や公共投資の拡大など積極的な景気対策を講ずるべきであると考えますが、政府の考えをお聞かせ願いたいのです。

三

同時に、貿易不均衡の拡大を招いている行き過ぎたドル高・円安という為替相場の是正を行なうため、政府は最大限の努力を払うとともに、米国に対しましても高金利政策の是正を粘り強く求めていくべきであると考えますが、総理のお考えはいかがでありますか。

二千時間を大幅に上回る我が国の労働時間を先進国と比較しての問題意識があるものと思われます。

国際的に見て緊急を要する課題であります。この問題は、貿易摩擦を引き起こす要因を少しでも減らすという消極的な意味だけでなく、国民の余暇時間をおもしろい生活にゆとりを持たせる上でも、極めて緊要な課題であります。この見地から、我々の要求に基づき、先般、与野党間で労働時間短縮、連休等の休日増加を検討する懇談会が発足したのは周知のとおりであります。また、この問題については、今回の政府の対外経済政策の土台となつた大来諸問委員会の提言でも取り上げられてゐるところであります。しかし、政府方針では、これが取り上げられていないのは全く不可解であります。それはいかなる理由に基づくものなのか、また、政府は労働時間短縮に今後どのように取り組む方針なのか、この際明らかにするよう求めるものであります。

次に、国内産業対策についてお伺いいたしました。
今回の対策の柱であります関税の引き下げについては、合板問題が焦点になっておりますが、これは国内の中小合板企業等に多大な影響を及ぼすことが予想されます。政府は、今回の措置によって、例えば合板産業にどのような影響が出るものと予想しているのでありますか。これらの大好きな打撃を受けると予想される産業については、雇用対策を含め十分な対策を講ずべきであると考えますが、政府は今後具体的にどのような施策をとらうとしているのか、お伺いをいたします。
最後に、新ラウンドについてお伺いいたします。
保護貿易主義の台頭を抑え、自由貿易体制を維持発展させるため、発展途上国をも含めた新たな貿易ルールの確立に向けて、新ラウンドを積極的に推進していくべきだと思いますが、政府の見解を伺うものであります。また、東南アジア諸国は、かねてから我が国の対外経済対策が米欧に偏っていると非難してきましたけれども、今後、途上国との関係改善をどのように行い、新ラウンドに参加させていくのか、あわせてお尋ねいたし、私の質問を終わります。(拍手)
〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 宮田議員にお答えをいたします。
まず第一問は、対日批判の問題でござります。既に申し上げましたような事由で厳しい摩擦が起きましたけれども、先般の一連の処置により、これを忠実にフォローアップすることによりまし

て鎮静もし、また、評価も次第に得られるものと確信し、今後努力いたしたいと思つております。次に、アジアやEC諸国の評価の問題でござりますが、一般的に見まして、期待と失望とが入り混じっているというのが正直なところであると申します。それと同時に、今後の努力を見守るという態度であります。これらの期待にこたえまして、今後とも努力してまいりたいと思っております。

食品や化粧品に係る基準・認証の問題でござりますが、従来も改善措置を講じてきましたところでございます。しかし、今回はさらに一步踏み込みますとして、原則自由、例外制限、こういう形にいたしまして、さらに一層の簡素化、迅速化を図り、透明化を図ろうとしているものでござります。次に、アクションプログラムは可能であるか否か、たしまして、おのおの作業グループをつくるをいたしまして、おのとの作業グループをつくるをいたしまして、政府・与党一体になりまして、これを推進してまいります。そして、この報告にまとめました、ことしの四月中に方針を決め、七月中に骨格を決め、そして三年以内でできるだけ早く実施して実現していく、こういふことを考えて進むつもりであります。

その次に、各省の繩張り争いがあつたのではないかという御質問でございますが、従来から、対外経済対策のまとめに当たっては、経済企画庁が中心になりました関係各省庁と連絡調整を行つたのでござります。今回も同じように関係閣僚会議や関係局長会議等を開催してまとめてまいりました。いろいろ各省によりまして見解の相違がありました。

あることは事実でございます。しかし、最終的に内閣の統一のもとに一致させまして、さらに一層のアクセスの改善あるいは連絡調整の緊密化に向かって努力してまいるつもりであります。

その次に、内需拡大、減税の御質問でござります。

政府としても、今後とも適切かつ機動的な経済運営によりまして内需の持続的拡大を図つてまいりたいと思っております。所得減税につきましては、厳しい財政状況のもとで赤字公債を発行してやるということはできない状況でございますが、私は、原則的に所得税、法人税の減税をやりたいたい、そう申し上げているとおりであります。また、今回の与野党の合意を踏まえまして、その結果を尊重してまいりたいと思っておるところでございます。

労働時間の短縮につきましては、労働者の生活の充実や国際化への対応等あるいは消費の機会増大等のために必要であります。週休二日制の普及、年次有給休暇の消化促進等を重点に行いたいと思っております。

次に、ニューラウンドの問題でございます。

自由貿易体制の維持強化のためには、やはり責任とコストを負担する立場に立つてニューラウンドを推進していきたいと思っています。本年夏に正式準備を開始して準備を急ぎ、明年春にも交渉を開始すべく、ECその他世界各国に働きかけてまいります。これにつきましては、途上国の御理解、御協力をいただくことが非常に重要でございますので、ASEAN諸国を始め途上国につきましても十分分配應してまいります。(拍手)

残余の答弁は閣僚大臣からいたします。

官 報 号 (外)

國務大臣佐藤守良君登壇

○國務大臣(佐藤守良君) 宮田議員の御質問にお答えを申し上げます。

関税の引き下げを行えば、深刻な不況下にある合板業界に影響を与えることが考えられます。現在の森林・林業の厳しい現状を見ますと、単に合板業界の体質改善のみならず、中長期の視点に立って、木材産業及び林業を通じた対策を進める必要があると考えております。このため、森林・林業及び木材産業の活力を回復させる観点から、木材需要の拡大、木材産業の体質強化、間伐・保育等森林・林業の活性化を中心、財政金融その他所要の措置を当面五カ年わたり特に講ずることとして、現在鋭意検討中でございます。(拍手)

国際貿易摩擦問題に関する緊急質問 (野間友一君提出)

○副議長(勝間田清一君) 次に、野間友一君提出、国際貿易摩擦問題に関する緊急質問を許可いたします。野間友一君。

〔野間友一君登壇〕

○野間友一君 私は、日本共産党・革新共同を代表し、現在緊急かつ重大な問題となっている貿易摩擦問題に関して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

アメリカが対日貿易赤字を取り上げ、その原因が日本市場の閉鎖性にあるとして市場開放を要求するやうな方針は、一九八一年以来繰り返してやられてきました。政府はその都度対策を決め、既にそれは六回にも及んでおります。この間政府は、残存輸入制限品目の削減、関税引き下げ、牛肉・オレ

ンジの輸入枠の拡大、金融・サービスの自由化、電気通信機器市場の開放などアメリカの要求をその都度受け入れてきました。その上アメリカは、我が国の慣習、国民の嗜好、文化がアメリカと異なることまで非関税壁として問題にし、国民の安全、健康を守るために制度まで合わせるよう要求してきたのであります。食品添加物の例に見らるべきで、私は次のような悪夢を見る、それは日本がアメリカの要求をすべてのんと市場開放したにもかかわらず、事態は全く変わらないという悪夢だと述べ、マンスフィールド米駐日大使も同様の発言をしております。米当局者自身、市場開放では解決できないと見てているのが一般的であります。

総理、貿易摩擦の原因が我が国市場閉鎖によるという根拠のない論理に基づき、農林業や中小企業等を直撃する市場開放を強行するほど日本国民にとって悲劇はありません。総理、今回の対策でどれだけ対米黒字が解消できるとお考えですか。これまで以上の市場開放をしても、日米貿易不均衡の是正に役立たない事実をはつきり認め、アメリカに対して毅然と発言すべきではありませんか。総理の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

貿易摩擦は一九六〇年代の終わりから繰り返し起きてきましたが、政府の対策はいずれも一方的な対米譲歩に終始し、摩擦の真の原因には手を触れませんでした。我が党が早くから指摘してきた真の原因にメスを入れていたならば、事態は大きく変わっていたかもしれません。そこで、私は、改めて日米貿易摩擦の二つの原因にメスを入れるよう強く要求するものであります。

その第一は、最大の原因となっているドル高のたは本当にそうだと考えておられるのでしょうか。我が国の関税は、一九七九年時点で既に世界最高であります。非関税壁についても、その代價である輸入制限品目において歐米と遜色のないことは、総理自身が認めてきたことではあります。対日圧力の急先鋒であるプロック通商代表がアメリカの要求をすべてのんと市場開放したにもかかわらず、事態は全く変わらないという悪夢だと述べ、マンスフィールド米駐日大使も同様の発言をしております。米当局者自身、市場開放では解決できないと見てているのが一般的であります。

総理、貿易摩擦の原因が我が国市場閉鎖によるという根拠のない論理に基づき、農林業や中小企業等を直撃する市場開放を強行するほど日本国民にとって悲劇はありません。総理、今回の対策でどれだけ対米黒字が解消できるとお考えですか。これまで以上の市場開放をしても、日米貿易不均衡の是正に役立たない事実をはつきり認め、アメリカに対して毅然と発言すべきではありませんか。総理の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

貿易摩擦の第二の原因是、我が国大企業の持つ異常な国際競争力の強さであります。

我が国は輸出額は一九七〇年から八三年の間に五・一倍にふえておりますが、中小企業性製品の伸びはこの間二・九倍にとどまっており、大企業性製品の伸びがいかにすさまじかったかを示しております。しかも、輸出額上位二十社が全体の四〇%を占めていることを見れば、貿易摩擦を引き起こした国内要因が一部大企業の輸出急増にあると言つても過言ではありません。こうした大企業の強い競争力を保障してきたのが、労働者の低賃金・長時間超過労働、下請中小企業への激しい締めつけ、収奪であり、さらに、電気機械・自動車などの特定産業を選択し、財政、金融、税制上のあらゆる優遇措置を動員した政府の産業政策であったことは明白であります。こうした政府の

是正をアメリカに要求することあります。

アメリカの貿易赤字の原因がドル高にあることは、本年二月の米大統領経済報告でさえ認めてい

るところであります。さらにその原因として、

レーガン政権の大軍拡政策による軍事費増大が財

政赤字を拡大し高金利を招いたことにあります。

総理も記者会表でさえ、私は次のような悪夢を見る、それは日

本がアメリカの要求をすべてのんと市場開放したにもかかわらず、事態は全く変わらないという悪

夢だと述べ、マンスフィールド米駐日大使も同様の発言をしております。米当局者自身、市場開放では解決できないと見てているのが一般的であります。

総理、貿易摩擦の原因が我が国市場閉鎖によるという根拠のない論理に基づき、農林業や中小企

業等を直撃する市場開放を強行するほど日本国民にとって悲劇はありません。総理、今回の対策でどれだけ対米黒字が解消できるとお考えですか。これまで以上の市場開放をしても、日米貿易不均衡の是正に役立たない事実をはつきり認め、アメリカに対して毅然と発言すべきではありませんか。総理の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

貿易摩擦の第二の原因是、我が国大企業の持つ異常な国際競争力の強さであります。

我が国は輸出額は一九七〇年から八三年の間に五・一倍にふえておりますが、中小企業性製品の伸びはこの間二・九倍にとどまっており、大企業

性製品の伸びがいかにすさまじかったかを示して

おります。しかも、輸出額上位二十社が全体の四〇%を占めていることを見れば、貿易摩擦を引

き起こした国内要因が一部大企業の輸出急増にあ

ると言つても過言ではありません。こうした大企

業の強い競争力を保障してきたのが、労働者の低

賃金・長時間超過労働、下請中小企業への激

しい締めつけ、収奪であり、さらに、電気機械・自

動車などの特定産業を選択し、財政、金融、税制

上のあらゆる優遇措置を動員した政府の産業政策

であったことは明白であります。こうした政府の

大企業本位の政策を転換することなく、そのツケを一方的に国民、農林業や中小企業に押しつけることは断じて許されません。さらに総理は、貿易の拡大均衡を図ると格好よく発言されました。しかし、どう転んでも大企業の輸出がふえざるを得ない政策を進めながら、一方で国民に対し、外国製品をもっと買ってほしいと発言されました。しかし、どう転んでも大企業の輸入がふえざるを得ない政策を進めながら、一方で國民に対し、外國製品をもっと買ってほし

い、一人当たり二万五千円ずつ買ってもらえば輸入は百二十億ドルもふえるなどとお願いするのであります。本気で國民に輸入品を買えといふのであれば、我が党が要求しているように、一兆円規模の所得減税、軍事費の大削減、大企業補助金の削減、福祉、教育予算の充実、中小企業対策費の拡充、生活保護家庭など弱者いじめに行き着く補助金カット一括法の撤回などを行ひ、國民の購買力向上を図るべきであります。総理並びに通産大臣の答弁を求めます。(拍手)

次に、いわゆる対米四分野の市場開放策について具体的にお聞きします。

大型VANの手続の簡素化、端末機器の基準の引き下げに道を開いたことは、我が国の政策や制度をアメリカに合わせるよう変更することにはかなりません。しかも、他方、郵政次官は、市場参入への現実の障害が認められる局面になれば、必要な場合は法律改正等を国会に提出する、また、その間でも必要ならば一年以内にも関係省令を改正するとの手紙をアメリカに送っております。

こうした政府の立場は、既にATT・三井グループ、IBM・三菱グループなど日米巨大企業がな

だれ打つてこの分野に進出しようとしている中で、立法府である国会の役割をもアメリカの要求に従属させ、あらかじめ拘束することになるのではないかでしょうか。この責任をだれが、どうとるのか、明確にすべきであります。米国の通信衛星購入とKUバンドを米国衛星用に開放する決定も、レーガン大統領と関係の深いヒューズ社の衛星を購入する、すなわち、米軍事大企業の個別の要求にこたえるものでしかありません。宇宙開発における自主開発政策を我が国は放棄するのであります。電気通信分野の開放策は、結局アメリカ巨大企業の要求を代弁したレーガン政権の圧力に屈服し、我が国の経済主権を損ない、さらには国会をも軽視するものであり、直ちに撤回すべきであります。総理並びに郵政大臣、お答えいただきたい。

世界的ニ緑の危機が叫ばれている今日、全世界的には、これまでの外材大量輸入政策を転換し、我が國の低い関税率をせめてアメリカ並みに引き上げることこそ本筋であります。ところが、これを逆に引き下げるという今回の決定は、一時的な救済策はとのものの、将来、栄養失調による死を覚悟せよと言うに等しく、さらに緑の危機を深刻化させることこそ本筋であります。ところが、これを

次に、電気通信分野の問題でござります。日本国民に犠牲を強いる今回の対外経済政策を撤回し、国民の暮らしを守り、経済主権を確立する立場に立った対応に改めるよう強く要求して、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 野間議員にお答えをいたします。

最初は、従来の市場開放政策の効果でございましたが、従来もいろいろ努力してまいりましたが、

次に、アメリカの要望に対する御質問でございま

すが、今後とも、アメリカに対しましては言

うべきことは言い、また一方で、国際経済社会に占める我が国の地位を踏まえて市場アクセスの改善等対外経済政策を決定したところであります。

次に、貿易不均衡と国内施策の問題でございま

す。我が国としても、アメリカに対しましては言

うべきことは言い、また一方で、国際経済社会に占める我が国の地位を踏まえて市場アクセスの改善等対外経済政策を決定したところであります。

次に、貿易不均衡と国内施策の問題でございま

すが、我が国としても、アメリカに対しましては言

うべきことは言い、また一方で、国際経済社会に占める我が国の地位を踏まえて市場アクセスの改善等対外経済政策を決定したところであります。

次に、貿易不均衡と国内施策の問題でございま

すが、我が国としても、アメリカに対しましては言

うべきことは言い、また一方で、国際経済社会に占める我が国の地位を踏まえて市場アクセスの改善等対外経済政策を決定したところであります。

次に、貿易不均衡と国内施策の問題でございま

すが、我が国としても、アメリカに対しましては言

うべきことは言い、また一方で、国際絏済社会に占める我が国の地位を踏まえて市場アクセスの改善等対外経済政策を決定したところであります。

次に、貿易不均衡と国内施策の問題でございま

次に、周波数の問題でございますが、国際ルールの枠内における從来からの方針に沿って対処してまいります。

次に、医薬品やあるいは食品添加物の問題でござりますが、これらはいずれも専門家の研究班及び審議会を経まして慎重かつ科学的に検討していただいた結果でありますので、御心配は要りません。

最後に、対外対策と国民の暮らしの問題でございますが、今回の対策は国内調整にも十分配慮しつつ我が国経済を支える自由貿易体制の維持強化を目指すものであり、国民の暮らしを守ることになるものと理解をいたしております。

残余の答弁は関係大臣からいたしました。(拍手)

〔國務大臣村田敬次郎君登壇〕

○國務大臣(村田敬次郎君) 全般的な問題につきましては総理から御答弁がございましたので、私はからは二点のみお答えを申し上げます。

第一点は、貿易拡大均衡と産業政策の問題でございますが、我が国の産業政策は、国民ニーズに対応した福祉の向上、国際経済社会への貢献などの基本的目標の達成に向けて、我が国全体としての産業の発展と調整が効率的に行われるよう市場メカニズムの働きを補完するものであり、大企業による輸出拡大の促進を目的としたものではありません。政府は、我が国経渋を取り巻く厳しい国際環境を踏まえ、今般市場アクセスの改善等を内容とする対外経済対策を取りまとめたところでございまして、自由貿易体制の維持強化などをため、これらの対策を実施してまいる所存であります。

第二点は、内需の拡大と中小企業の問題でござ

います。

製品の輸入拡大のために、政府といなしまして

は、これまで種々の施策を実施してまいりました。市場開放、輸入促進等各般の対策を今回も前広に講じることとしたわけであります。一方、内需中心の経済成長の発展、達成を図ることが重要と認識をいたしております。(拍手)

図るために、従来から所要の予算を計上し、中小企業対策の積極的展開を図っているところでござります。その内容は、新しい時代の中企業をめぐる環境の変化に対応し、技術力の向上、情報化の対応、経営基盤の安定強化等に重点を置いたものでございます。これらによって、厳しい環境変化に積極的に対応し得る創意と活力にあふれた中小企業の育成を図つてまいる所存でござります。(拍手)

〔國務大臣佐藤守良君登壇〕

○國務大臣(佐藤守良君) 野間議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、国際森林年関係のお尋ねでございますが、その記念事業として、森林・林業に関する國民的理解を深めるため、国際森林年記念の森の造成、国際的な記念シンボジウム等幅広く計画しております。また国際的には、国際協力事業団等を通じた造林や森林保全等の林業分野における経済協力等を一層推進していく所存でございます。

次に、木材製品の関税問題についてでございまましたが、私からも補足させていただきたいと思います。

特別第二種電気通信事業の登録制度及び端末機器の技術基準・認証制度について、政省令の制定に当たりましては、内外無差別、簡素、透明の原則が徹底されるよう措置したものであります。

そこで、我が国の通信主権は確保されていると考えております。電気通信事業法を施行していく中でこ

とに、財政金融その他所要の措置を当面五ヵ年にわたり特に講ずることとしたところでございます。

関税問題につきましては、これらの対策の進捗状況を見つつ、おおむね三年目から関税引き下げを行なうべく前向きに取り組むこととしております。

次に、我が国林業・林産業の振興策についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、財政金融その他所要の措置を当面五ヵ年にわたり特講することとしておるところでございます。

次に、通信衛星の周波数の問題についてお答えを申し上げます。

Kローバンドの周波数の一部については、一九七九年の世界無線通信主管庁会議において通信衛星

にも使用できることとなつたものであります。我が国においても通信衛星用としても利用できるよう既に割り当てていたものであります。今回初めて特別に措置したものではございません。

(拍手)

〔國務大臣佐藤守良君登壇〕

○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 中曾根康弘君

法務大臣 鳩崎 均君

大蔵大臣 竹下 登君

農林水産大臣 佐藤 守良君

通商産業大臣 村田敬次郎君

郵政大臣 左藤 恵君

建設大臣 木部 佳昭君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る五日、參議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和六十年度一般会計予算

昭和六十年度特別会計予算

昭和六十年度政府関係機関予算

一、去る五日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六条第一項の規定に基づく昭和五十九年度農業の動向に関する年次報告

農業基本法第七条の規定に基づく昭和六十年度において講じようとする農業施策についての文書

一、去る九日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

林業基本法第九条第一項の規定に基づく昭和五十九年度林業の動向に関する年次報告

林業基本法第九条第二項の規定に基づく昭和六十年度において講じようとする林業施策についての文書

官報(外)

(政府委員退任)

一、去る八日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 官職名 異動年月日
官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日
官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日

防衛施設
総務部 梅岡 弘 庁次長 昭和六・四・六

一、昨十日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

大蔵委員

野口 幸一君 小川 仁一君

辞任 辞任

補欠 補欠

(政府委員承認)

一、去る九日、坂田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

厚生大臣官房会計課長 末次 勝

命することを承認した。

(政府委員任命)

一、去る九日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長

あて、九日議長において承認した平尾を、同日

第百二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、十日議長において承認した末次勝を、同日

第百二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日
官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日
官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日

内閣委員

新村 勝雄君 野口 幸一君 新村 勝雄君

辞任 辞任

補欠 補欠

(常任委員辞任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日
官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日
官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日

法務委員

浜西 鉄雄君 山花 貞夫君 浜西 鉄雄君 山花 貞夫君

辞任 辞任

補欠 補欠

(常任委員辞任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日
官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日
官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日

農林水産委員

浜西 鉄雄君 山花 貞夫君 浜西 鉄雄君 山花 貞夫君

辞任 辞任

補欠 補欠

(常任委員辞任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日
官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日
官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日

建設委員

中川 昭一君 唐沢俊二郎君 中川 昭一君 唐沢俊二郎君

辞任 辞任

補欠 補欠

(常任委員辞任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日
官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日
官職名 氏名 官職名 氏名 異動年月日

科学技術委員

井出一太郎君 田中 秀征君 村岡 兼造君

辞任 辞任

補欠 補欠

、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する
条約の締結について承認を求めるの件

一、去る九日、議員から提出した議案は次のとおりである。
定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等
に関する法律案(村山富市君外九名提出)
一、昨十日、議員から提出した議案は次のとおり
である。
家内労働法の一部を改正する法律案(大橋敏雄
君外四名提出)
(議案付託)
一、去る四日、委員会に付託された議案は次のと
おりである。
住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣
提出第七三号) 地方行政委員会 付託
一、去る五日、委員会に付託された議案は次のと
おりである。
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する
条約の締結について承認を求めるの件(条約
第一二一号) 外務委員会 付託
原子爆弾被爆者等援護法案(森井忠良君外十四
名提出) 衆法第一五号)
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣勞
働者の就業条件の整備等に関する法律案(内閣
提出第五九号)
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣勞
働者の就業条件の整備等に関する法律案(内閣
提出第六〇号)
以上三件 社会労働委員会 付託
(議案送付)
一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案はな
のとおりである。

貿易研修センター法を廃止する等の法律案
一、去る五日、予備審査のため次の本院議員提案
案を参議院に送付した。

原子爆弾被爆者等援護法案（森井忠良君外十四
名提出）

（議案通知書受領）

一、去る五日、参議院において次の内閣提出案を
可決した旨の通知書を受領した。

昭和六十年度一般会計予算

昭和六十年度特別会計予算

昭和六十年度政府関係機関予算

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案

（質問書提出）

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次
のとおりである。

米兵等による日本人殺害事件などの不法行為と
在日米軍地位協定に関する質問主意書（瀬長巣
次郎君提出）

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次
のとおりである。

出稼労働者の労働条件改善等に関する質問主意
書（津川武一君提出）

（緊急質問提出）

一、今十一日、提出した緊急質問は、次のとおり
である。

国際貿易摩擦問題に関する緊急質問（川崎寛治
君提出）

国際貿易摩擦問題に関する緊急質問（坂井弘
君提出）

国際貿易摩擦問題に関する緊急質問（宮田早苗君提出）
国際貿易摩擦問題に関する緊急質問（野間友一君提出）

右
国会に提出する。

昭和六十一年一月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案

第一条 この法律は、最近における不動産登記、商業登記その他の登記の事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織の導入によるその処理の円滑化を図るために措置等につき必要な事項を定めるものとする。
(登記ファイルへの記録)

第二条 法務大臣が指定する登記所においては、登記簿に記載されている事項を、法務省令で定めるところにより、登記ファイルに記録することができる。

2 前項の規定による記録は、電子情報処理組織によつて行う。
3 第一項の指定は、告示してしなければならない。
(登記ファイルに記録されている事項を証明した書面)

第三条 何人でも、手数料を納付して、登記官に對し、前条第一項の登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができる。

2 何人でも、手数料のほか郵送料を納付して、前項の書面の送付を請求することができる。

3 第一項の手数料の額は、物価の状況、同項の書面の交付に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

第四条 前条第一項の規定に基づいて交付された書面は、民法(明治二十九年法律第八十九号)、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなす。

(国の責務)

第五条 国は、電子情報処理組織を用いて登記を行なう制度その他の登記事務を迅速かつ適正に処理する体制の確立に必要な施策を講じなければならない。

2 法務大臣は、前項の施策のうち重要なものを講ずるに当たつては、政令で定める審議会の意見を聽かなければならない。

(省令への委任)

第六条 この法律に定めるものほか、第三条第一項の書面の交付に関する手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

理 由

最近における登記事務の処理の状況にかんが

み、電子情報処理組織の導入によるその処理の円滑化を図るために所要の措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

を請求することができる。

み、電子情報処理組織の導入によるその処理の円滑化を図るために所要の措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十年四月九日

衆議院議長 坂田 道太殿 法務委員長 片岡 清一

内閣総理大臣 中曾根康弘

右

国会に提出する。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

右

昭和六十年三月十九日

〔別紙〕
電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

内閣総理大臣 中曾根康弘
内閣総理大臣 中曾根康弘

右

国会に提出する。

六 法律に基づく商業帳簿等についても、電子情報処理組織及びマイクロフィルム等を利用し得るよう、立法上の問題を含め検討すること。

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案に対する附帯決議

滑化のための措置等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

右

国会に提出する。

六 法律に基づく商業帳簿等についても、電子情報処理組織及びマイクロフィルム等を利用し得るよう、立法上の問題を含め検討すること。

理ヲ為シタルモノ

口 第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依ル業務
ノ代理ニ係ル貸付ヲ受ケタル者

ハ 前条第一項第一号ロ、ハ及ホ並ニ第二号
ノ業務ノ相手方タルモノ

ロニ掲グル者ニシテ同項第一号又ハ第二号
ニ前二号及イ乃至ハニ掲グル者以外ノ者ニ
シテ其ノ者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコトガ商
工組合中央金庫ノ経常的経費ノ円滑ナル支
払ニ資スト認メラル者ニシテ命令ヲ以テ
定ムルモノ

第二十九条第一項「左ノ」を「左ニ掲グル」に改
シテ「買入」を「取得」に改め、同項第二号中
「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」を削り、同項第三号
及び第四号を次のように改める。

三 信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社ヘノ金銭
債等」に、「買入」を「取得」に改め、同項第二号中
「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」を削り、同項第三号
及び第四号を次のように改める。

四 前二号ニ掲グル方法ノ外主務大臣ノ認可ヲ
受ケタル金銭債権（証書ヲ以テ表示セラルル
モノニ限ル）ノ取得ヲ為スコト

第五十三条中「千円以上一円」を「十万円」に改
え、「千円以上三万円」を「三十万円」に改める。

第六十二条を削る。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の二章を
加える。

第七章 雜則

第一条 国債等ニ係ル引受（売出ノ目的ヲ以テ為スモノ
ヲ除ク）及当該引受ニ係ル国債等ノ募集ノ取
扱ヲ併セ為スコト

第二条 国債等ニ係ル引受（売出ノ目的ヲ以テ為ス
モノニ限ル）、募集若ハ売出ノ取扱（前号ノ業
務ニ該当スルモノヲ除ク）又ハ不特定且多數
ノ者ニ對スル売買其ノ他ノ業務ヲ為スコト

第三条 金銭債権（命令ヲ以テ定ムモノニ限ル）ノ
取得又ハ譲渡ヲ為スコト

商工組合中央金庫ハ前項第二号又ハ第三号ノ業
務ヲ営マントスルトキハ其ノ内容及方法ヲ定メ
主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ此等ヲ変更セントス

ルトキ亦同ジ

前項ノ認可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之
ヲ定ム

リト判断セラルル範囲内ニ於テ所要ノ経過措置

（罰則ニ關スル経過措置ヲ含ム）ヲ定ムルコトヲ
得

第五十条第一項中「理事長」の下に「副理事長」
を加え、「二十万円」を「百万円」に改める。

第五十二条中「理事長」の下に「副理事長」を加
え、「千円以上三万円」を「三十万円」に改める。

三 信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社ヘノ金銭
債等」に、「買入」を「取得」に改め、同項第二号中
「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」を削り、同項第三号
及び第四号を次のように改める。

四 前二号ニ掲グル方法ノ外主務大臣ノ認可ヲ
受ケタル金銭債権（証書ヲ以テ表示セラルル
モノニ限ル）ノ取得ヲ為スコト

第五十三条中「千円以上一円」を「十万円」に改
え、「千円以上三万円」を「三十万円」に改める。

第六十二条を削る。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の二章を
加える。

第七章 雜則

第一条 国債等ニ係ル引受（売出ノ目的ヲ以テ為ス
モノニ限ル）、募集若ハ売出ノ取扱（前号ノ業
務ニ該当スルモノヲ除ク）又ハ不特定且多數
ノ者ニ對スル売買其ノ他ノ業務ヲ為スコト

第三条 金銭債権（命令ヲ以テ定ムモノニ限ル）ノ
取得又ハ譲渡ヲ為スコト

商工組合中央金庫ハ前項第二号又ハ第三号ノ業
務ヲ営マントスルトキハ其ノ内容及方法ヲ定メ
主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ此等ヲ変更セントス

のみなす。

この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の
評議員である者は、その際改正後の第二十七条
のとみなす。

第一項の規定により評議員として任命されたも
得

第五十条第一項中「理事長」の下に「副理事長」
を加え、「二十万円」を「一百万円」に改める。

第五十二条中「理事長」の下に「副理事長」を加
え、「千円以上三万円」を「三十万円」に改める。

三 信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社ヘノ金銭
債等」に、「買入」を「取得」に改め、同項第二号中
「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」を削り、同項第三号
及び第四号を次のように改める。

四 前二号ニ掲グル方法ノ外主務大臣ノ認可ヲ
受ケタル金銭債権（証書ヲ以テ表示セラルル
モノニ限ル）ノ取得ヲ為スコト

第五十三条中「千円以上一円」を「十万円」に改
え、「千円以上三万円」を「三十万円」に改める。

第六十二条を削る。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の二章を
加える。

第七章 雜則

第一条 国債等ニ係ル引受（売出ノ目的ヲ以テ為ス
モノニ限ル）、募集若ハ売出ノ取扱（前号ノ業
務ニ該当スルモノヲ除ク）又ハ不特定且多數
ノ者ニ對スル売買其ノ他ノ業務ヲ為スコト

第三条 金銭債権（命令ヲ以テ定ムモノニ限ル）ノ
取得又ハ譲渡ヲ為スコト

商工組合中央金庫ハ前項第二号又ハ第三号ノ業
務ヲ営マントスルトキハ其ノ内容及方法ヲ定メ
主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ此等ヲ変更セントス

のみなす。

この法律の施行の際現に商工組合中央金庫の
評議員である者は、その際改正後の第二十七条
のとみなす。

第一項の規定により評議員として任命されたも
得

第五十条第一項中「理事長」の下に「副理事長」
を加え、「二十万円」を「一百万円」に改める。

第五十二条中「理事長」の下に「副理事長」を加
え、「千円以上三万円」を「三十万円」に改める。

三 信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社ヘノ金銭
債等」に、「買入」を「取得」に改め、同項第二号中
「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」を削り、同項第三号
及び第四号を次のように改める。

四 前二号ニ掲グル方法ノ外主務大臣ノ認可ヲ
受ケタル金銭債権（証書ヲ以テ表示セラルル
モノニ限ル）ノ取得ヲ為スコト

第五十三条中「千円以上一円」を「十万円」に改
え、「千円以上三万円」を「三十万円」に改める。

第六十二条を削る。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の二章を
加える。

第七章 雜則

第一条 国債等ニ係ル引受（売出ノ目的ヲ以テ為ス
モノニ限ル）、募集若ハ売出ノ取扱（前号ノ業
務ニ該当スルモノヲ除ク）又ハ不特定且多數
ノ者ニ對スル売買其ノ他ノ業務ヲ為スコト

第三条 金銭債権（命令ヲ以テ定ムモノニ限ル）ノ
取得又ハ譲渡ヲ為スコト

商工組合中央金庫ハ前項第二号又ハ第三号ノ業
務ヲ営マントスルトキハ其ノ内容及方法ヲ定メ
主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ此等ヲ変更セントス

附則第十項中「公庫に対して」の下に「同項の表一の項に係る特別損失にあつては」を、「間にあつては昭和六十六年度から昭和七十五年度までの間ににおいて」を加える。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第二条 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十一年四月十一日 衆議院会議録第二十号）

一 昭和五十六年度末までに政府から借り入れた借入金の利息（当該借入金の利率が年六・五パーセントを超える場合における当該超える部分の利率に係る利息に限る。以下この表において同じ。）で昭和五十七年度から昭和五十九年度までの各年度において支払うべきもの	昭和六十年度以降昭和六十六年度までの各年度	昭和五十七年度以降の各年度
二 昭和五十九年度末までに政府から借り入れた借入金の利息で昭和六十年度から昭和六十五年度までの各年度において支払うべきもの	昭和六十年度以降昭和七十五年度までの各年度	昭和五十七年度以降の各年度

第一十三条第六項中「又は第一項」を「又は第三項第二号」に、「第一項の」を「同項の」に改め、「貸付手数料の徴収の方法」を加え、「行なう」

第一二十四条第二項中「貸付けの方法」の下に

「、貸付手数料の徴収の方法」を加え、「行なう」

第一二三条第六項中「又は第一項」を「又は第三項第二号」に、「第一項の」を「同項の」に改め、「貸付手数料の徴収の方法」を加え、「行なう」

は所有権以外の財産権の管理及び処分

リ 保険法による保険の業務のうち保険法

第十三条规定する保険約款で定めた場合における金融機関の貸付けについての調査

第一二二三条第六項中「又は第一項」を「又は第三項第二号」に、「第一項の」を「同項の」に改め、「貸付手数料の徴収の方法」を加え、「行なう」

第一二十四条第二項中「貸付けの方法」の下に

「、貸付手数料の徴収の方法」を加え、「行なう」

を行なうに改める。

附則第八項を次のように改める。

8 公庫は、次の表の各項の上欄に掲げる各年度において支払うべき借入金の利息に相当する金額の範囲内で、当該各年度につき、それぞれ当該各項の中欄に掲げる各年度に損失として繰り越すことが適當と認められる政令で定める金額を、それぞれ当該各項の下欄に掲げる各年度の特別損失として整理するものとする。

しくは「を「当該災害復興住宅の建設若しくは購入若しくは当該」に改め、同項の表一の項中「貸付金」の下に「（災害復興住宅の購入に係る貸付金）」の下に「（災害復興住宅に係る貸付金）」の下に「（災害復興住宅の購入に係る貸付金に限る。）」を加え、同表二の項中「貸付金」の下に「（災害復興住宅の購入に係る貸付金に限る。）」を加え、同表三の項中「貸付金」の下に「並びに新築の災害復興住宅の購入に係る貸付金に限る。」を加え、同表三の項中「貸付金」の下に「並びに新築の災害復興住宅以外の災害復興住宅で耐火構造の家屋又は簡易耐火構造の家屋であるものの購入に係る貸付金」を加える。

1 附則（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中住宅金融公庫法第二十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定（貸付手数料の徴収に関する部分に限る。）及び同法第二十四条第二項の改正規定並びに附則第六項及び第七項の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の「貸付」を「貸付け」に改め、同条第二項中「区域内において災害復興住宅」の下に「を建設し、若しくは購入し、」を加え、「当該災害復興住宅若

たものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお從前の例による。

3 改正後の住宅金融公庫法第二十二条の四の規定は、住宅金融公庫が附則第一項ただし書の政令で定める日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用する。

4 この法律の施行の際現に住宅金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお從前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号））の一部を次のように改正する。

6 産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「貸付に」を「貸付けに」に、「申込」を「申込み」に、「且つ」を「かつ」に、「貸付及び」を「貸付け、貸付手数料の徴収及び」に、「但し」を「ただし」と、「貸付の」を「貸付けの」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号））の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「（中小企業信用保険公庫の場合に限る。）」の下に「、貸付手数料（住宅金融公庫の場合は購入に限る。）」を加える。

八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「区域内において災害復興住宅」の下に「の建設若しくは購入」を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第二項中「区域内において災害復興住宅」の下に「を建設し、若しくは購入し、」を加え、「当該災害復興住宅若

理由

宅地造成資金貸付けの対象者の拡大、災害復興住宅購入資金貸付けの新設及び住宅改良資金貸付けの償還期間の延長を行うとともに、貸付手数料の徴収に関する規定の新設、特別損失に関する規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住宅改良資金貸付けの償還期間を十年以内の徴収に関する規定の新設、特別損失に関する規定の整備等を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

災害復興住宅の購入を対象とする貸付けを新設し、その貸付条件を定めるものとする。

3 住宅改良資金貸付けの償還期間の延長
住宅改良資金貸付けの償還期間を十年以内から二十年以内に延長するものとする。

のと認め、可決すべきものと議決した次第である。
また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

4 貸付手数料の新設
公庫は、貸付けを受ける者から、その貸付けに際して必要な事務に要する費用の額を超えない範囲内において貸付手数料を徴収することができるものとする。

5 公庫の特別損失に係る補填措置

昭和六十年度から昭和六十五年度までの各

年度の特別損失について、後年度に国が交付金を交付して補填するものとする。

6 施行期日

昭和六十年四月十日

建設委員長 保岡 興治

〔別紙〕

衆議院議長 坂田 道太殿

官 一 議案の要旨及び目的
本案は、住宅金融公庫の業務に係る貸付制度の改善等を図るために、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 宅地造成資金貸付けの対象者の拡大
宅地造成資金貸付けの対象者に土地区画整理組合の組合員で当該土地地区画整理組合から委託を受けて土地の造成を行なうものを追加するものとする。

2 災害復興住宅購入資金貸付けの新設
環境の確保を図るために、公庫に対する利子補給

等の財政援助に特段の配慮をはらうこと。
二 公庫に対する利子補給については、国の会計制度及び財政の健全化の原則に照らし、今後特例的措置を常態化させることのないよう特段の配慮をすること。

三 公庫貸付金の繰上げ償還がなお一層推進されるようその方策を検討すること。
四 第五期住宅建設五箇年計画の策定に当たっては、地方公共団体をはじめ、国民各層の意見を十分に参酌するとともに、適正な家賃の公共賃貸住宅の供給の推進に努めること。

5 特別会計法の一部を改正する法律案
農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案
(農業改良資金助成法の一部改正)

第一 条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律)

第一百一号の一部を次のように改正する。

第一条中「農業技術」の下に「の導入その他合理的な農業生産方式の導入を行い、農業経営の規模を拡大し、」を加え、「技術導入資金」を「生産方式改善資金、経営規模拡大資金」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第二条第一項中「技術導入資金」を「生産方式改善資金」に改め、「の導入」の下に「その他合理的な農業の生産方式の導入」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「経営規模拡大資金」とは、農業者が、農業経営の規模を拡大するため、農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第二条第一項に規定する農用地について同条第一項に規定する利用権を取得するものとし、政令で定めるものとする。

官道府県が行う第三条の貸付け」に、「貸付を」を「貸付け」に改める。

第七条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、「貸付け」に改める。

同条中「第三条第一項の貸付は、同項」を「都道府県が行う第三条の貸付けは、同条」に改める。

第三条第一項中「技術導入資金」を「生産方式改善資金、経営規模拡大資金」に、「に充てるため補助金を交付する」を「を貸し付ける」に改め、ただし書を削り、同条第二項を削る。

第四条中「前条第一項」を「都道府県が行う前

条」に、「技術導入資金」を「生産方式改善資金」

に、「百分の八十」としを「百分の八十(政令で定める種類のものにあっては、百分の九十)とし、経営規模拡大資金」に改める。

第五条第一項中「償還期間は、技術導入資金」を「償還期間(据置期間を含む。)」は、生産方式改

善資金、経営規模拡大資金」に、「七年」を「十年」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 貸付金の据置期間は、必要と認められる種類の貸付金につき二年を超えない範囲内で、次に次の二項を加える。

3 貸付金の据置期間は、必要と認められる種類の貸付金につき二年を超えない範囲内で、次に次の二項を加える。

第六条第一項中「第三条第一項の貸付」を「都道府県が行う第三条の貸付け」に、「貸付を」を

その種類」とし、政令で定める期間とする。

第七条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、「貸付け」に改める。

第八条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、「あわせ行う」を「併せて行う」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の二項を加える。

第三条第一項中「技術導入資金」を「生産方式改善資金、経営規模拡大資金」に、「に充てるため補助金を交付する」を「を貸し付ける」に改め、

入その他合理的な農業の生産方式の導入を行

う」、「見込」を「見込み」に、「当該農業の技術を導入する」を「当該農業の技術の導入その他當

該農業の生産方式の導入を行う」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 経営規模拡大資金の貸付けは、その申請者

が申請に係る経営規模拡大資金をもつて農用地利用増進法第二条第一項に規定する農用地について同条第一項第一号に規定する利用権を取得することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

2 政府貸付金は、無利子とし、その償還方法

について同条第一項第一号に規定する利用権を取得することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

第十八条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条第一項中「第三条第一項」を「第三

条」に、「補助金」を「借入金」に、「貸付」を「借入金の償還金」第二十一条及び第二十二条第三項の規定による一般会計への繰入金 同条第二

項に、「補助金」を「借入金」に、「貸付」を「借入金の償還金」第二十一条及び第二十二条第三項の規定による納付金、貸付け」に改める。

第十九条を削り、第二十条第一項中「第三条

第二十一条 都道府県は、前条第二項の規定により國からの借入金を償還したときは、当該

償還金の額に対応する一般会計からの繰入金

の額として算定される額以内の額を特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

第二十二条 第二十二条第一項を「第三条第一項」に、「貸付」を「貸付け」に改め、「あわせ行う」を「併せて行う」に改め、同条を第十

九条とし、同条の次に次の二項を加える。

(政府貸付金の額等)

第三条第一項中「技術導入資金」を「生産方式改善資金、経営規模拡大資金」に、「に充てるため補助金を交付する」を「を貸し付ける」に改め、

る資金(以下)の条において「政府貸付金」という。)の額は、各年度において、都道府県が行う同条に規定する事業の貸付財源として必要な資金の額に三分の一を乗じて得た額から、昭和五十九年度までの国からの補助金及び前年度までの政府貸付金の額を基礎として算定する。

2 政府貸付金は、無利子とし、その償還方法

について同条第一項第一号に規定する利用権を取得することによりその経営を改善する見込みがある場合に限り、行うものとする。

を控除して得た額の一部を、昭和五十九年度までの国からの補助金の額（次項の規定による納付金の額を除く。以下この項において「補助金残高」という。）及び都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた資金の額（前条及び第三項の規定により特別会計から一般会計に繰り入れた金額並びに当該事業の廃止後に同条の規定により特別会計から一般会計に繰り入れることができる金額を除く。）

置特別会計法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号。以下「改正法」という。）

の施行の際都道府県が昭和五十九年度に国から交付を受けた補助金を財源の一部として酪農及び肉用牛生産の振興及び合理化を図るため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

前項の「農地保有合理化措置」とは、次に掲げるものをいう。

第一条 農業經營基盤の強化に資するための農地保有合理化措置及び農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二十九号）第三条の規定による貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

前項の「農地保有合理化措置」とは、次に掲げるものをいう。
第一項の「農地保有合理化措置」とは、次に掲げるものをいう。
第一項の「農地保有合理化措置」とは、次に掲げるものをいう。

前項の「農地保有合理化措置」とは、次に掲げるものをいう。

項の規定による償還金（同法第二十二条第一項及び第二項の規定による納付金を含む。次項において同じ。）に、「以て」を「もつて」に、「第三号又は第四条第一項」を「次条」に改め、「報償金」を削り、「補償金」の下に「前条第二項第二号の財政上の措置による費用、同法第三条の規定による都道府県に対する貸付金」を加え、

前項の「農地保有合理化措置」とは、次に掲げるものをいう。

ものとする。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第一項を削り、同条第二項中「農地証券及び」を削り、「一時借入金」を「並びに一時

借入金」に改め、「並びに農地証券の発行及び償還に関する諸費」を削る。

第七条第一項及び第三項中「大蔵省預金部」を「資金運用部」に改める。

第八条第一項に次のただし書きを加え、同条第二項及び第三項を削る。

ただし、当該剰余金から政令で定める金額を控除した金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳人に繰り入れることができる。

第九条を次のように改める。

第九条 内閣は、毎年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

前項の予算には、当該年度及び前年度における農地等の売渡し及び買取に関する計画表を添付するものとする。

第十条中「勅令」を「政令」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法第二条第一項に規定する技術導入資金(次項において単に「技術導入資金」という。)は、この法律の施行後においても昭和六十年六月三十日までの間は、貸し付けることができる。

2 この法律の施行前に貸し付けられた技術導入資金及びこの法律の施行後前項に規定する日以前に貸し付けられる技術導入資金については、なお従前の例による。

3 前項の規定により預託した場合に生ずる利子収入は、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とする。

4 第一項ただし書きの規定による積立金は、農地等の買取代金及び新法第一条第二項第二号の財政上の措置に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、予算で定めるところにより、農業経営基盤強化措置特別会計の歳人に繰り入れれることがある。

5 第二項ただし書きの規定による積立金は、農地等の買取代金及び新法第一条第二項第二号の財政上の措置に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、予算で定めるところにより、農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置(自作農創設特別措置特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に貸し付けられた技術導入資金及びこの法律の施行後前項に規定する日以前に貸し付けられる技術導入資金については、なお従前の例による。

3 前項の規定により預託した場合に生ずる利子収入は、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とする。

4 第一項ただし書きの規定による積立金は、農地等の買取代金及び新法第一条第二項第二号の財政上の措置に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、予算で定めるところにより、農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置(自作農創設特別措置特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に貸し付けられた技術導入資金及びこの法律の施行後前項に規定する日以前に貸し付けられる技術導入資金については、なお従前の例による。

3 前項の規定により預託した場合に生ずる利子収入は、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とする。

4 第一項ただし書きの規定による積立金は、農地等の買取代金及び新法第一条第二項第二号の財政上の措置に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、予算で定めるところにより、農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置(自作農創設特別措置特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に貸し付けられた技術導入資金及びこの法律の施行後前項に規定する日以前に貸し付けられる技術導入資金については、なお従前の例による。

3 前項の規定により預託した場合に生ずる利子収入は、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とする。

4 第一項ただし書きの規定による積立金は、農地等の買取代金及び新法第一条第二項第二号の財政上の措置に要する費用の財源に充てるため必要があるときは、予算で定めるところにより、農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置(自作農創設特別措置特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行前に貸し付けられた技術導入資金及びこの法律の施行後前項に規定する日以前に貸し付けられる技術導入資金については、なお従前の例による。

3 前項の規定により預託した場合に生ずる利子収入は、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とする。

十九年度の決算上剰余を生じたときは、改正前の自作農創設特別措置特別会計法第一項の規定にかかわらず、これを農業経営基盤強化措置特別会計の積立金として積み立てるものとする。

つともに、自作農創設特別措置特別会計制度について農地保有の合理化を促進するための事業に係る助成及び農業改良資金制度に関する政府の経理の追加等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

九十九年度の決算上剰余を生じたときは、改正前の自作農創設特別措置特別会計法第一項の規定にかかわらず、これを農業経営基盤強化措置特別会計の積立金として積み立てるものとする。

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措置特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(二) 特別会計における剩余金等の財源の有効活用に関する措置を講ずること。

一 議案の修正議決理由

本案は、農業改良資金制度の整備拡充並びに農地保有の合理化を促進するための措置等として妥当と認めるが、施行期日が昭和六十年四月一日となつてゐるのを公布の日に改める必要を認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十年四月十日

農林水産委員長 今井 勇

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日昭和六十年四月一日から施行する。

〔別紙〕

農業改良資金助成法及び自作農創設特別措

置特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近における農林漁業をめぐる厳しい諸情勢の下で、農林漁業施策の充実、経営の改善が強く求められている中にあつて農林漁業金融制度の果たす役割はますます重要となつてゐる。

金、農林漁業金融公庫資金等がそれぞれの役割を分担しつつ、機能が十分發揮されるよう分野調整に努めること。

目的が達成されるよう改良普及員、農協営農指導員等の組織を活用し、経営指導の徹底に万全を期すること。

三 系統資金を農林漁業内部で有効に活用するため、貸付けの適正化に配慮しつつ組合員の事業、生活面の資金需要に積極的に対応するとともに、農林漁業をめぐる諸情勢の変化に応じ、

八 制度資金の貸付手続については、農林漁業者の理解を得やすくするためなお一層の簡素化に努めるとともに、農林漁業者の資金需要に早期に対応すること。

四 制度資金の貸付対象者の範囲については、經營改善に意欲的に取組もうとする農林漁業者が幅広く活用できるよう適切な運用を行うこと。

九 農林漁業者の経営上から生じた負債の実態把握に努めるとともに、固定化負債を含め負債整理のための金融制度のあり方について十分検討を行い、経営の安定を期す見地から所要の措置を講ずること。

五 農林水産施策の推進に必要な三・五兆資金について、これを維持し必要な予算の確保に努めるとともに、以後の諸情勢の推移を踏まえ貸付条件の改善等の検討を行うこと。

十 融資の円滑化を図るため、融資保証、保険制度の適正な運営と所要の改善に努めること。

六 総合施設資金については、本資金が農業近代化資金及び運転資金との総合資金制度である趣旨に沿い、調和のある運用が図られるよう積極的な指導を行うこと。

右決議する。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の施行期日

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

第一項の規定による改正後の農林漁業金融公庫法の施行期日は、昭和六十年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 中曾根康弘

二 農林漁業金融について、系統金融、近代化資

用に努め、融資後においても資金融資の所期の

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律
農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項を次のように改める。

総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十八條第一項中「左に」を「次に」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同項第一号の二中「あたつて」を「当たつて」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号の三中「第三号の二及び第九号」を「及び第六号」に改め、同項第一号の四中「第三号の二、第四号及び第九号」を「第一号、第三号及び第六号」に改め、同項第一号の五中「第三号に掲げる資金のうち乳牛又は肉用牛の購入に係るもの並びに同表の第三号の二、第四号及び第九号」を「第二号、第三号及び第六号」に改め、同項第八号中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項中「農業若しくは」を「農業、林業若しくは」に改める。

第十八條の二第一項中「附設集団売場」を「付設集団売場」に、「行なう」を「行う」に、「卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第三十三条规定の仲卸しの業務」を「仲卸しの業務（農畜水産物の

卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。」に改める。

第十八條の三第一項中「の外、農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百一十五号）第二条第一項に規定する農産物等」を「のほか、農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農林畜水産物」という。）」に、「当該農産物等に」を「特定農林畜水産物に」に、「当該農産物等の」を「又は当該事業において加工原材料用の新品种に属する特定農林畜水産物が使用されし付けられる資金について」に改め、同号の次に次のように加える。

当該特定農林畜水産物の」に改め、「取得」の下に「その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用」を加え、「且つ」を「かつ」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

附則第二十四項中「年八分」を「年八分五厘」に改める。

附則第二十五項中「（第一号から第三号まで、

第六号及び第七号に掲げる資金を除く。」を削る。

別表第一の第一号内、七及び八の利率の最高の

欄中「年 八分」を「年八分五厘」に改め、同号

の欄中「年 八分」を「年八分五厘」に改め、同号

の欄中「年 八分」を「年八分五厘」に改め、同号

の貸付金の種類の欄中「行なう」を「行う」に改め、「するため」の下に「又は育成することにより当該自立経営になると見込まれる程度の農業経営として主務大臣の定めるものにするため」を加え、「総合的かつ計画的に」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二条）第二条の五の認定に係る経営改善計画、

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第五号）第四条の認定に係る果樹園經營計画等に基づき総合的かつ計画的に」に改め、同号の利率の欄中「据置期間中は、年四分五厘」を削り、同号を同表の第二号とし、同号の次に次のように加える。

二の貸付金の種類の欄中「行なう」を「行う」に改め、「するため」の下に「又は育成することにより当該自立経営になると見込まれる程度の農業経営として主務大臣の定めるものにするため」を加え、「総合的かつ計画的に」を「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二条）第二条の五の認定に係る経営改善計画、

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第五号）第四条の認定に係る果樹園經營計画等に基

づき総合的かつ計画的に」に改め、同号の利率の欄中「据置期間中は、年四分五厘」を削り、同号を同表の第二号とし、同号の次に次のように加える。

三 農業、林業又は沿岸漁業の構造改善のために必要な事業を一定の区域において総合的かつ計画的に実施するのに必要な資金であつて、第十八條第一項第五号の二、第七号若しくは第八号に掲げるもの又は果樹若しくは指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なもののうち、主務大臣の指定するもの

（一）に掲げる資金以外のもの

年	三分五厘	二十年	三年
（当該資金に係る事業に要する金額が主務大臣の定める額に満たない場合は、五年）	（果樹の植栽に必要な金額が主務大臣の定めては、二十一年）	（果樹の植栽に必要な金額が主務大臣の定めては、二十年）	（果樹の植栽に必要な金額が主務大臣の定めては、十年）

(二) 当該資金に係る事業が国から補助金の交付を受けて行われるものである場合における当該資金

年	六分五厘	二十年	三年
(第十八条第一項 第七号に掲げる資 金については、年 七分五厘)		(果樹の植 栽に必要な ものについ ては、二十 五年)	(果樹の植 栽に必要な ものについ ては、十年)

別表第一の第四号を削り、同表の第五号の貸付金の種類の欄中「又は」を「若しくは」に改め、「指定するもの」の下に「又は第十八条第一項第八号に掲げる資金であつて育林期間中における林業経営の改善のために必要なもののうち主務大臣の指定するもの」を加え、同号(一)の利率の欄中「年三分五厘」を「年三分五厘(森林施業の実施に関するものに適用する者以外の者に貸し付けられる資金については、年五分)」に改め、同号(二)の次に次のように加える。

年	六分五厘	十五年	三年
(三) 第十八条第一項第八号に掲げる資金			

別表第一中第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とする。

年	六分五厘	十五年	三年
(四) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書			

本案は、農林漁業経営の育成強化及び農林漁業の構造改善を促進しつゝ、資金の効率的利用と制度の簡素化を図るとの観点に立つて見直しを行おうとするものであり、その要旨は次のとおりである。

1 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

2 制度の整理合理化等

(一) 農地等取得資金等の三分五厘資金については、構造政策等の方向に即して重点化を行おうとするものであり、その一部を五分資金とする。

(二) 農業・林業・沿岸漁業の構造改善事業の推進のための資金については、制度の簡素化等の観点からこれを統合し、農林漁業構造改善事業推進資金とすること。

(三) 財投金利等と連動して金利改定が行われてきた漁船、塩業、卸売市場近代化等の資金の法定上限金利を八分五厘に統一改定すること。

(四) 農林漁業金融公庫の貸付金に係る資金種類の整理統合、貸付条件の改定等を行うほか、特定の農林畜産の規範により農林漁業金融公庫が締結した

水産物の需要の増進に資するため、その新規用途の開発等に必要な資金を同公庫の貸付けの対象とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(三) 卸売市場近代化資金の貸付対象の拡大地方卸売市場等の仲卸業者を貸付対象に加えること。

(四) 新規用途事業資金の充実

国産農林畜水産物の需要の増進を図るために、新規加工用途の開発及び加工原材用の新品種の導入等を促進するための新規用途事業資金の充実を図ること。

2 この法律の施行の際現に農林漁業金融公庫の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に改正前の農林漁業金融公庫の規定により農林漁業金融公庫が締結した

農林漁業経営の育成強化及び農林漁業の構造改善を促進しつつ資金の効率的利用を図るため、農林漁業金融公庫の貸付金に係る資金種類の整理統合、貸付条件の改定等を行うほか、特定の農林畜産の規範により複合化を図るための必要な施設資金を貸付対象に加えること。

(二) 農業経営改善資金の貸付対象の拡大

自立經營農家を目指した着実かつ段階的な規模拡大を行おうとする若い農業者等を貸付対象に加えること。

(三) 林業経営改善資金の貸付対象の拡大

林業経営について特用林産物の導入等による複合化を図るための必要な施設資金を貸付対象に加えること。

(四) 農林水産施設の展開に即した制度の改善充実及び制度の整理合理化を図ることする

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

農業近代化資金及び漁業近代化資金の貸付けの限度額を引き上げて、農業者等及び漁業者等に対する施設資金等の融通を円滑にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業近代化資金助成法及び漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

議案の要旨及び目的

〔別紙〕

1 農業近代化資金助成法の一部改正

〔別紙〕

農業近代化資金の最高限度額を、農業協同組合等に貸し付けられる場合は五億

円、農業者で政令で定めるものに貸し付けられる場合は一億円、その他の農業者に貸し付けられる場合は二千万円に、それぞれ現行の二倍に引き上げることとする。

2 漁業近代化資金助成法の一部改正

漁業近代化資金の貸付けの最高限度額を、漁業協同組合等に貸し付けられる場合は六億円、

漁業者等で政令で定めるものに貸し付けられる場合は二億四千万円、その他の漁業者等に貸し

付けられる場合は六千万円に、それぞれ現行の一倍に引き上げることとする。

二 議案の可決理由

本案は、農業者等及び漁業者等に対する施設資金等の融通を円滑にするための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六年四月十日

農林水産委員長 今井 勇

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

農業近代化資金助成法の一部改正

〔別紙〕

農業近代化資金の貸付けの最高限度額を、

農業協同組合等に貸し付けられる場合は五億

円、農業者で政令で定めるものに貸し付けら

れる場合は一億円、その他の農業者に貸し付

けられる場合は二千万円に、それぞれ現行の

二倍に引き上げることとする。

下で、農林漁業施策の充実、経営の改善が強く求められている中につき、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案に対する

最近における農林漁業をめぐる厳しい諸情勢の

下で、農林漁業施策の充実、経営の改善が強く求められている中につき、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案に対する

最近における農林漁業をめぐる厳しい諸情勢の

農林漁業金融制度については、系統資金、農林

漁業金融公庫資金、近代化資金等のそれぞれのもつ特徴を生かし、農林漁業者の資金需要に応えて

その政策課題に充分対処するため、長期、低利の

資金の確保、固定化負債解消など改善充実が要請

されているところである。

よつて政府は、左記事項の実現に努め、農林漁業金融制度の一層効果的な運用を確保し、制度本来の使命が果たせるよう万全の措置を講ずべきである。

記

四 制度資金の貸付対象者の範囲については、經營改善に意欲的に取組もうとする農林漁業者が幅広く活用できるよう適切な運用を行うこと。

五 農林水産施策の推進に必要な三・五兆資金については、これを維持し必要な予算の確保に努めるとともに、今後の諸情勢の推移を踏まえ貸付条件の改善等の検討を行うこと。

六 総合施設資金については、本資金が農業近代化資金及び運転資金との総合資金制度である趣旨に沿い、調和のある運用が図られるよう積極的な指導を行うこと。

七 制度資金等の貸付けに当たつては、適正な運用に努め、融資後においても資金融資の所期の目的が達成されるよう改良普及員、農協管農指導員等の組織を活用し、経営指導の徹底に万全を期すること。

八 制度資金の貸付手続については、農林漁業者の理解を得やすくするためなお一層の簡素化に努めるとともに、農林漁業者の資金需要に早期

に対応すること。

- 九 農林漁業者の経営上から生じた負債の実態把握に努めるとともに、固定化負債を含め負債整理のための金融制度のあり方について十分検討を行い、経営の安定を期す見地から所要の措置を講ずること。
- 十 融資の円滑化を図るため、融資保証、保険制度の適正な運営と所要の改善に努めること。

右決議する。

衆議院会議録第十七号中正誤

べシ 段行誤 正
六七 一三 限り 限りの

昭和六十年四月十一日 衆議院会議録第二十号

明治三十五年三月三十日
郵便物記可

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目三番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 4411(大代) 手 105

一定価
〇円部